

## 令和6年度広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援業務委託仕様書

### 1 業務名

令和6年度広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援業務（以下「本業務」という。）

### 2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日とする。

### 3 業務目的

広島県は、関係する企業・大学・団体等と連携しながら、カーボンリサイクル関連技術の基礎研究から社会実装まで幅広く取り組んでいくことで、世界のカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、県経済が飛躍的に成長を遂げることを目指している。

このため、カーボンリサイクル関連技術の研究開発及び実証を取り組む者、並びに県内でカーボンリサイクルに係る課題を抱える県内企業を支援し、県内でのカーボンリサイクルに係る研究・実証事業の数を増加させ、もってカーボンリサイクル関連技術の社会実装を推進する。

### 4 業務内容

#### (1) カーボンリサイクルに係る研究募集・選定事務・支援等（R6年度採択分）

県が実施しようとしているカーボンリサイクル関連技術に対する次の3種の補助事業について、令和6年10月から補助事業が開始できるよう、県内外（国外を含む）から広く候補となる研究を募集し、審査を行う。

また、県が採択した研究（以下「採択研究」という。）については、補助金交付申請や実績報告等の県に提出する書類の作成サポート等、研究者のフォローアップを行う。

#### ア 研究単独型（想定採択件数6件\*、目標応募件数10件以上）

##### (ア) カーボンリサイクルに係る研究の募集

県が別に作成する補助金要綱等に基づき、研究を募集する。

- ▶募集要領の作成
- ▶チラシ、ホームページ等の作成
- ▶SNS等デジタル技術を活用した情報発信
- ▶県内の企業・大学・団体への広報活動並びに問い合わせ対応

##### (イ) 研究の審査

応募のあった研究のうち、研究の特性・将来性等の観点から審査を行う（審査内容、審査方法等については、県と協議して決定する）

審査にあたっては、有識者等5名以上からなる審査会を設け、透明性、公平性の保たれた審査を行うこと（審査員、審査項目等については別途県と協議して決定する）。

- ▶審査会の運営（日程調整、資料作成、会議の進行管理、審査員の旅費弁償・報償費

支払い等)

(ウ) 採択研究の支援と進捗管理

県が採択した研究に対して、県の補助事業手続き支援や研究の進捗管理の他、

- ・国内外の外部資金情報の提供や申請支援
- ・共同研究候補等とのマッチング
- ・事業化に向けた助言

等、当該研究を飛躍させるための支援を行う。

なお、これらを行う上で、毎月進捗報告レポートを採択事業者から取得するとともに、少なくとも3か月に1回以上採択事業者と面談（オンライン可）を行い、都度、レポート内容および協議録を県へ提出すること。

イ 研究者提案型（想定採択件数6件<sup>\*</sup>、目標応募件数10件以上）

(ア) カーボンリサイクルに係る研究の募集

県が別に作成する補助金要綱等に基づき、研究を募集する。

- ▶募集要領の作成
- ▶チラシ、ホームページ等の作成
- ▶SNS等デジタル技術を活用した情報発信
- ▶県内外の企業・大学・団体への広報活動並びに問い合わせ対応

(イ) 研究の審査

応募のあった研究のうち、研究の特性・将来性等の観点から審査を行う（審査内容、審査方法等については、県と協議して決定する）

審査にあたっては、有識者等5名以上からなる審査会を設け、透明性、公平性の保たれた審査を行うこと（審査員、審査項目等については別途県と協議して決定する）。

- ▶審査会の運営（日程調整、資料作成、会議の進行管理、審査員の旅費弁償・報償費支払い等）

(ウ) 採択研究の支援と進捗管理

県が採択した研究に対して、県の補助事業手続き支援や研究の進捗管理の他、

- ・国内外の外部資金情報の提供や申請支援
- ・共同研究候補等とのマッチング
- ・事業化に向けた助言

等、当該研究を飛躍させるための支援を行う。

なお、これらを行う上で、毎月進捗報告レポートを採択事業者から取得するとともに、少なくとも3か月に1回以上採択事業者と面談（オンライン可）を行い、都度、レポート内容および協議録を県へ提出すること。

ウ 県内企業課題解決型（想定採択件数4件<sup>\*</sup>、目標応募件数6件以上）

(ア) カーボンリサイクルに係る研究の募集

県が別に募集する県内企業のカーボンリサイクルに係る課題に対応する技術を持つ者

を県が別に作成する補助金要綱等に基づき募集する。

- ▶募集要領の作成
- ▶チラシ、ホームページ等の作成
- ▶SNS等デジタル技術を活用した情報発信
- ▶県内外の企業・大学・団体への広報活動並びに問い合わせ対応

(イ) 研究の審査

応募のあった研究のうち、研究の特性・将来性等の観点から課題を提案した企業と連携して審査を行う（審査内容、審査方法等については、県と協議して決定する）。

審査にあたっては、有識者等5名以上からなる審査会を設け、透明性、公平性の保たれた審査を行うこと（審査員、審査項目等については別途県と協議して決定する）。

- ▶審査会の運営（日程調整、資料作成、会議の進行管理、審査員の旅費弁償・報償費支払い等）

(ウ) 採択研究の支援と進捗管理

県が採択した研究に対して、県の補助事業手続き支援や研究の進捗管理の他、

- ・国内外の外部資金情報の提供や申請支援
- ・共同研究候補等とのマッチング
- ・事業化に向けた助言

等、当該研究を飛躍させるための支援を行う。

なお、これらを行う上で、毎月進捗報告レポートを採択事業者から取得するとともに、少なくとも3か月に1回以上採択者と面談（オンライン可）を行い、都度、レポート内容および協議録を県へ提出すること。

※想定件数については、目安であり、審査会において区分ごとの上限は設けずに補助総額の範囲内において評価の高い案件から総合的に採択することとする。詳細については、県と別途協議すること。

(2) 令和4年度及び令和5年度採択案件（20件）のフォロー

令和4年度及び令和5年度広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援業務においてフォローしている研究・実証案件について、県の補助事業手続き支援、研究の進捗管理、国内外の外部資金情報や共同研究候補等を研究者とマッチングし、当該研究を飛躍させるための支援及び県への定期報告を行う。

令和4年度及び令和5年度採択研究・実証案件の進捗管理については、原則として毎月の進捗報告レポートを採択事業者から取得するとともに、研究単独型及び研究者提案型については少なくとも2か月に1度以上、県内企業課題解決型については少なくとも3か月に1回以上採択事業者と面談（オンライン可）を行い、都度協議録を県に共有すること。

(3) 研究発表会イベントの企画・運営

上記事業に係る発表イベントについて、企画・運営を行う。

・イベントの目的

採択研究の内容を広く PR し、研究や事業化の推進に必要なパートナーとのマッチングを行うなど、研究の進展を支援する。また、このイベントを通じて多くの企業・研究者に広島での活動の魅力を伝え、カーボンリサイクルの先進県としての認知向上を図る。

・業務内容

①イベントの企画（詳細は県との協議によって決定する）

令和4年度～令和6年度までの採択案件をPRする。

回数・・・年1回

時期・・・令和6年11月～令和7年1月の間

場所・・・県内外の参加者がアクセスしやすい場所を選定すること

実施方法・・・対面（オンライン併用）で実施

参加者の集客・・・採択関係者を除いた CR に関心を有する研究者および企業を対面で25社※以上、オンラインで30社※以上の参加を確保すること

※研究者は1名1社でカウントとする

②イベントの運営

参加者との日程・発表資料等の調整、会場・配信費用支払い、当日の運営、発表者や講演者等の旅費弁償・報償費等支払い等

(4) 研究ステップアップ支援

県が採択した研究について、国内外の外部資金情報や新規共同研究候補等を研究者とマッチングし、当該研究を飛躍させるための支援を行う。

(5) 年度をまたがる案件の継続審査について

県が採択した研究のうち年度をまたがる案件について、来年度も継続して支援を行うか判断するための審査を行う。

審査にあたっては、有識者等5名以上からなる審査会を設け、透明性、公平性の保たれた審査を行うこと（審査員、審査項目等については別途県と協議して決定する）。

▶審査会の運営（日程調整、資料作成、会議の進行管理、審査員の旅費弁償・報償費支払い等）

(6) 実績報告書の提出及び委託料の額の確定

ア 業務が完了したときは、速やかに任意様式による事業実績報告書を県に提出すること。

イ 県は事業実績報告書の提出を受けたときは、速やかに委託業務の成果を審査し、契約内容に適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、受託者に通知する。

ウ 受託者は、委託料の確定額の通知を受けたときは、速やかに請求書を県に提出すること。

(7) 引継協議

本業務が次年度以降、他の事業者が受託した場合には、円滑に業務の移管及び継続されるよう、実績報告書を基に引継ぎ協議を行うこと。

次年度の受託事業者が異なる場合、令和7年3月末に別途県が開催・同席する引継協議において、本業務受託事業者から新規受託事業者への引継ぎを行うものとする。

なお、次年度以降も事業者の変更が生じない場合、引継協議は実施しない。

5 業務スケジュール (案)

	令和6年									令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業内容	← 公募、広報 →				●			●				●
				● 審査会開催 補助対象研究採択		← 補助申請支援 →			● 研究発表イベント			● 継続審査会
	← 研究フォロー・進捗管理 →										← 報告書類作成支援 →	
												● 実績報告書の提出 引継協議

※参考として作成したものであり、事業内容や実施時期等はこれによる必要はない。

具体的には、提案に基づき別途受託者と協議のうえ決定する。

## 6 成果物

(1) 下記の「成果物一覧」に掲げるものを納期までに広島県へ提出する。

### 【成果物一覧】

成果物名	納期
プロジェクトマネジメント計画書及び工程表	契約締結後1ヶ月以内
ウェブサイト	公募開始まで
応募に向けた個別営業候補先リスト	公募開始まで
上記営業結果報告	営業後随時
応募相談を受けた内容を整理した資料	審査会まで
応募案件の概要を整理した資料	審査会まで
応募者から提出のあった提案書等の資料一式	審査会まで
県内企業とのマッチングリスト	審査会まで
審査会の内容を整理した資料（審査結果、議事等）	審査会終了後3日以内
採択の結果を整理した資料	審査会終了後3日以内
採択された案件・継続案件の概要を整理した資料	審査会終了後14日以内
採択された案件・継続案件に対する支援の詳細な工程表	審査会終了後14日以内
採択された案件・継続案件に対する支援進捗状況報告資料	支援開始後毎月1回
採択された案件・継続案件の成果を整理した資料	継続審査会まで
継続審査に係る資料	継続審査会まで
実績報告書	令和7年3月28日（金）

(2) 成果品の納入場所は、広島県商工労働局イノベーション推進チーム（〒730-8511 広島市中区基町10番52号）とし、成果品は全て広島県に帰属する。

(3) 成果物に共通する事項としては、以下のとおりである。

ア ドキュメント類については、紙3部及び電子媒体で提供する。

イ プログラム言語等の特殊なものを除き、成果物は日本語を使用し作成する。

ウ 成果物以外で、本業務の役務を実施する上で効果的かつ合理的と考えるものがある場合は、積極的に提案すること。

## 7 委託料上限額

34,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 【参考（全体事業費）】

区分	内容	金額
委託料	研究開発支援業務一式	34,500千円
補助金 (県から採択事業者 に交付)	令和6年採択(16件※) : 35,000千円 ※件数は目安	126,000千円
	令和5年採択(14件) : 80,000千円	
	令和4年採択(6件) : 11,000千円	
	研究単独型 1,000千円/半年(上限)	
	研究者提案型 1,500千円/半年(上限)	
	県内企業課題解決型 5,000千円/半年(上限)	
合計		160,500千円

## 8 留意事項

- (1) 受託者は、契約期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、業務の実施状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行うこと。なお、土日祝日及び12月29日から1月3日までを除き、8時30分から17時15分までの間、県担当者との連絡が取れること。連絡方法は、電話、電子メール及びWEB会議システム（WebEx又はZoom）、その他コミュニケーションツールにより対応し、業務に必要な機器や消耗品等は、受託者において整備すること。
- (2) 業務の実施に関して、常に県と密接な連携を図り、県の意図を熟知の上、効率的な進行に努めなければならない。県は業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に可能な限り応じること。
- (3) 契約の締結、業務の履行に必要な費用は特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（その恐れがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われないよう十分に注意を払うものとし、係る事態が生じた場合は一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (5) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利をいう。以下、同様。）を始め、本業務の成果品における一切の権利（以下、「著作権等」という。）は、県に帰属する。やむを得ない事情により著作権等の譲渡ができないものについては、受託者は、県が本業務の成果物を事業目的の範囲内で契約期間終了後に活用できるよう、必要な使用許諾を県に与えること。
- (7) 本業務の実施に際し、第三者の著作権、肖像権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (8) 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等はすべて返却することとし、県に了解なく公表又は使用してはならない。
- (9) 本業務に用いるウェブサイトのドメインは、受託者のドメインに紐づいてはならない。新たにドメインを取得してホームページを開設するものとする。
- (10) プロポーザル提案書に明記されている場合を除き、本調査の一部を受託者以外の第三者に委託する場合は、書面により県の承諾を得ること。その際、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを県に提出すること。
- (11) 上記(1)から(10)までの事項に違反したとき、または業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除し、受託者に損害を補償させる場合がある。
- (12) 本業務の内容に疑義がある場合や仕様書等に定めのない事項及び重要な事項の決定については、予め県と協議の上、その指示又は承認を受けること。

## 9 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義が生じた場合については、県と受託者とが協議して定めるものとする。

本委託業務は、予算が広島県議会で可決された場合に実施する。